

横須賀市自殺対策連絡協議会傍聴実施要領

(総則)

- この要領は、横須賀市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。
(原則公開)
- 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議内容等の都合により委員長の判断でこれを非公開とすることができる。
(傍聴人の資格)
- 協議会の傍聴者は、原則として市内に在住若しくは通勤、通学するものとする。
(傍聴人の定員)
- 協議会の傍聴者の定員は、原則として10人以内とする。ただし、定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。
(傍聴の範囲)
- 傍聴の範囲は、公開された協議会の議事すべてとする。
(傍聴章)
- 傍聴者は、傍聴章(第1号様式)の交付を受け、これを常時見るところに着用し、傍聴を終了する際には返還しなければならない。
(傍聴者の遵守事項)
- 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、委員長の指示に従わない場合は、委員長の判断により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。
 - 協議会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
 - 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。
 - 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - 物を食べたり、飲んだり、タバコを吸わないこと。
 - むやみに席を離れないこと。
 - メモをとることはできるが、写真・ビデオの撮影、録音をしないこと。
 - その他、協議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
(協議会の事務)
- 協議会の傍聴の実施に係る事務は、健康福祉部長寿社会課及び保健所健康づくり課が行う。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

横須賀市自殺対策連絡協議会傍聴実施要領

(総則)

- この要領は、横須賀市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。
(原則公開)
- 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議内容等の都合により委員長の判断でこれを非公開とすることができる。
(傍聴人の資格)
- 協議会の傍聴者は、原則として市内に在住若しくは通勤、通学するものとする。
(傍聴人の定員)
- 協議会の傍聴者の定員は、原則として10人以内とする。ただし、定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。
(傍聴の範囲)
- 傍聴の範囲は、公開された協議会の議事すべてとする。
(傍聴章)
- 傍聴者は、傍聴章(第1号様式)の交付を受け、これを常時見るところに着用し、傍聴を終了する際には返還しなければならない。
(傍聴者の遵守事項)
- 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、委員長の指示に従わない場合は、委員長の判断により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。
 - 協議会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
 - 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。
 - 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - 物を食べたり、飲んだり、タバコを吸わないこと。
 - むやみに席を離れないこと。
 - メモをとることはできるが、写真・ビデオの撮影、録音をしないこと。
 - その他、協議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
(協議会の事務)
- 協議会の傍聴の実施に係る事務は、健康福祉部長寿社会課及び保健所健康づくり課が行う。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。